

# 倉敷市指定管理者制度推進方針

(第3版)

～～『新しい価値の創造を目指して』～～

平成21年11月

倉敷市



# はじめに

ライフスタイルの多様化や社会情勢の変化に伴い、行政にも、より良質かつ多様なサービスを、効果的・効率的に提供することが、強く求められています。

本市においては、平成18年2月に第五次総合計画後期基本計画を策定し、その中で「民間活力の有効活用」や「市民との協働」をその取り組み項目とし、その手段のひとつとして、民間委託や民営化等を推進しているところです。

このような状況のもと、指定管理者制度については、平成16年4月1日から一部施設で運用を開始し、平成21年4月1日現在、128施設について適用しています。

この推進方針（第3版）は、指定管理者制度の安定的かつ効果的な運用を図っていくことを目的に、平成19年10月に改訂した「倉敷市指定管理者制度推進方針（第2版）」の内容の一部見直しを行ったものです。

今回の改訂では、変動の激しい昨今の経済状況に鑑み、指定管理者の指定期間について、一定の条件を満たす場合には、指定期間を通算3期かつ合計10年以内の範囲で更新（非公募による再指定）することができる「更新制」による公募も可能とし、施設の安定的な管理運営と効果的な制度運用の両立を図ることとしました。

本市は、指定管理者制度を通じて「新しい価値の創造」を目指しています。

指定管理者は、公の施設の管理運営を通じて公共の一翼を担うものであり、施設機能の最大化を図るだけでは不十分であって、公の施設が設置されている地域全体の公益に資することが求められていると考えているからです。

社会福祉活動や環境保全活動などに代表される地域貢献を積極的に行う指定管理者（企業・団体など）を支援すること、障がい者等の雇用を拡大することなどにより、新しい価値を創造してまいります。

# 目 次

## I 制度の概要

1	制度創設趣旨等	1
2	管理委託制度と指定管理者制度の比較	1
3	条例制定（一部改正）	3
4	議会の議決	3

## II 指定管理者制度活用方針

1	民間活力	4
2	選定方法	5
3	選定基準	9
4	指定期間	1 1
5	利用料金制	1 2
6	発注及び契約（協定）方法	1 5
7	責任分担	1 7
8	契約保証金	1 8
9	指定管理者の業務範囲	1 9
1 0	障がい者等の雇用	2 0

## III 指定管理者選定委員会

1	設置	2 1
2	委員	2 1
3	会議の非公開	2 2
4	選定委員会の庶務	2 2

## IV 資料

1	倉敷市の公の施設の状況	2 3
2	指定管理者制度適用事務の流れ	2 4

# I 制度の概要

## 1 制度創設趣旨等

平成15年6月13日、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下この改正法により改正された地方自治法（昭和22年法律第67号）を「法」という。）により、指定管理者制度が創設されました。

これは、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間企業やその他の団体等のノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするもの」（平成15年7月17日総務省自治行政局長通知）として法改正されたものです。

公の施設の管理に、この指定管理者制度を適用して管理するか、直営（囑託、一部業務委託などを含む。）で管理するかを選択することとなります。

## 2 管理委託制度と指定管理者制度の比較

従前の管理委託制度では、受託主体が公共的団体等（外郭団体など）にのみ限定されていましたが、法改正に伴う規制緩和により受託主体について制限がなくなり、民間企業やその他の団体等（以下「団体等」という。）を含めて参入できることとなりました。

また、管理委託制度では行うことができなかった施設の使用許可処分などが、指定管理者には認められることとなりました。

管理委託制度と、指定管理者制度とを比較すると【図表1】のとおりとなります。

【図表 1 = 管理委託制度と指定管理者制度の比較】

	管理委託制度	指定管理者制度
受託主体	公共団体，公共的団体又は，政令で定める出資法人に限定。	団体等 ※法人格は必ずしも必要ではない。個人は不可
法的性格	条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務又は業務の執行の委託。「公法上の契約関係」	「指定（行政処分）」により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するもの。「管理代行」
公の施設の管理権限	市が有する。	指定管理者が有する ※管理の基準，業務の範囲は条例で定める。
① 施設の使用許可処分	受任者はできない。	指定管理者が行うことができる。
② 基本的な利用条件の設定	受任者はできない。	条例で定めることを要し，指定管理者はできない。
③ 不服申立てに対する決定，行政財産の目的外使用の許可	受任者はできない。	指定管理者はできない。
公の施設の設置者としての責任	市	市
① 利用者に損害を与えた場合	市にも責任が生じる。	市にも責任が生じる。
利用料金制	採ることができる。	採ることができる。
契約又は指定にあたり市議会の議決	市議会の議決は不要	市議会の議決が必要

なお，指定管理者制度になっても，公物警察権の行使，使用料の強制徴収及び施設の目的外使用許可などは，指定管理者は実施することができません。

### 3 条例制定（一部改正）

指定管理者制度を適用することとした場合においては，次の事項を施設設置条例で定めることが必要です。これは，法第244条の2第3項及び同条第4項の規定によるものです。

- ① 当該公の施設を指定管理者が管理運営できる旨の記述（できる規定で可）
- ② 指定管理者の指定手続き（申請方法，選定基準，事業計画の提出など）
- ③ 管理の基準（休館日，開館時間，使用制限の要件など）
- ④ 業務の範囲（施設・設備の維持管理，個別の使用許可，利用料金制の適用の有無など）

### 4 議会の議決

指定管理者の指定に当たっては，議会の議決を経て，期間を定めて指定することが必要とされています。これは，法第244条の2第6項の規定によるものです。

## Ⅱ 指定管理者制度活用方針

### 1 民間活力

本市は、指定管理者制度を積極的に活用することとします。

#### ※ なぜ、指定管理者制度なのですか？

「民間活力の有効活用」は、本市の行財政改革の主要な取り組み項目の1つです。

指定管理者制度を適用した施設について、サービスの向上と共に費用削減効果が確認され、行財政改革に有効なツールであることが実証されました。

については、引き続き、指定管理者制度を積極的に活用することとしました。

#### 【サービスが向上した例】

- ・ 施設の設備改修（鷺羽山ユースホステルなど）
- ・ 開館時間の延長（市営駐車場営業時間の24時間化など）
- ・ 利用料金の見直し（市営駐車場最大料金の設定など）

#### 【費用削減効果（歳入増加効果）】

- ・ 公募による選定を行った92施設の委託料（施設使用料）は、過去の実績に基づいて算出した予定価格に対して、およそ6億7千万円の歳出削減、およそ3億1千万円の歳入増加の効果がありました。

9億8千万円の効果（契約済額で、将来の効果を含む）

## 2 選定方法

### (1) 公募か非公募か

指定管理者の選定方法は、公募により行うこととします。

ただし、以下の各号に当てはまる場合に限っては、特定の者を指名（以下「非公募」という。）し、指定管理者とすることができるものとします。

- ① 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合
- ② 地域との結びつきが強い施設で、地域の町内会等を指名する場合
- ③ 施設の大規模改修等が計画され、継続した指定管理期間の設定が困難な場合
- ④ 施設管理上、緊急やむを得ない事態により指名する場合
- ⑤ 公募により指定管理者を募集したが、応募者が無かった場合、又は、選定委員会（後述）において応募者全員が募集要項に定める水準に達していないと認められた場合
  - ※ 被指名団体及び被指名団体の提案する事業計画等が、当初の募集要項等に定めた水準を満たしていなければならないこととします。
- ⑥ 当初の公募において更新制（⇒詳細は、「Ⅱ 2 (2)更新制」参照）を採用し、引き続き同一の指定管理者を指定する場合
- ⑦ その他特定の者を指名することが、明らかに効果的、効率的又は適切、若しくは真にやむを得ないと認められる場合
  - ※⑦の例：次に掲げる全ての項目に該当し、現指定管理者を引き続き指定する場合
    - (1) 施設の設置目的と、利用者の立場から見て同一の指定管理者による継続的な管理運営がなされることが望ましいと判断できること
    - (2) 過去のモニタリング結果が優良であること

※ なぜ、公募なのですか？

指定管理者選定委員会（後述）には、利用者代表にも参加いただいています。つまり、公募の場合には、（代表者を通じて）利用者自らが複数の提案の中から最も優れた提案を選択することができます。一方、非公募では、利用者から選択の機会を奪うこととなるため、特別な場合を除き公募としました。

(2) 更新制

新たに更新制による公募を行うことができることとします。

① 定義

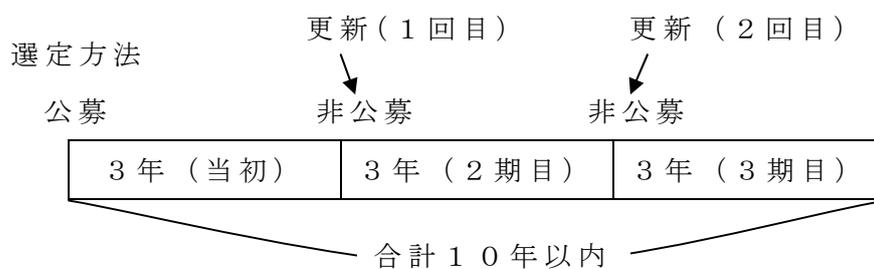
当初公募により選定した指定管理者が一定の条件を満たした場合に、当該指定期間満了後、引き続き非公募により当該指定管理者を再指定（指定期間の更新）すること。

ア 指定期間

1期の指定期間は、3年程度とします。

イ 更新（再指定）の制限

更新は、通算3期かつ合計10年以内とします。



ウ 更新制の明示

当初の公募において、更新制の公募であることを明示します。

エ 更新（再指定）の条件

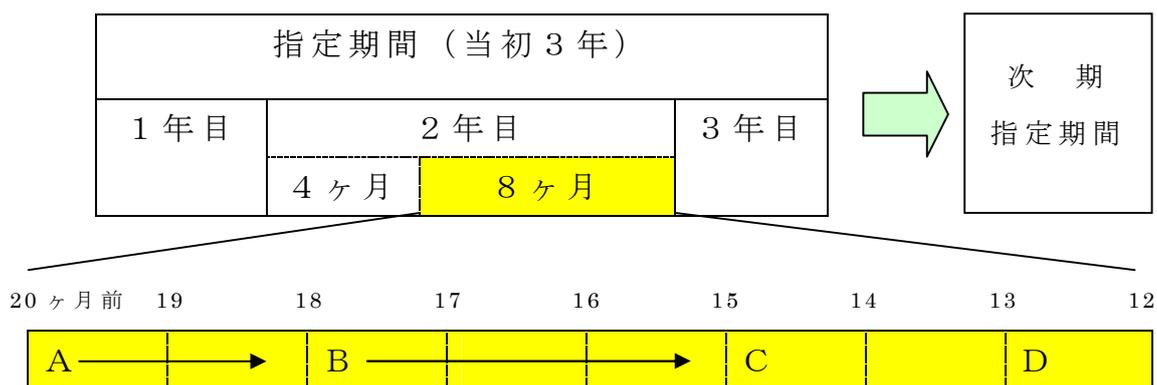
更新は、自動的に行われるものでなく、次の条件を全て満たす場合に限るものとし、その判断は市が行います（(エ)及び(カ)を除く）。

(ア) 当該施設に対する市の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと

- (イ) 建替えや大規模修繕など，市の施設運営方針に大きな変更がないこと
- (ウ) 当該指定管理者の管理運営の状況（モニタリングの結果）が優良であること
- (エ) 次期の協定条件について，市と指定管理者の双方が合意できること
- (オ) その他募集要項で示した更新のための条件を満たしていること
- (カ) 改めて市議会の議決が得られること

② 更新制のスケジュール

指定期間満了の概ね20ヶ月前から作業に入り，概ね12ヶ月前までに改めて再指定の議決と債務負担行為の設定を得ることとします。



- A 政策や管理運営方針に変更がないこと，管理運営状況（モニタリングの結果）が優良であることなどを市が確認
  - B 次期協定条件について，市と指定管理者で協議
  - C 次期協定条件について合意（仮協定の締結）
  - D 市議会の議決（再指定の議案及び債務負担行為の設定）
- ※ 市の政策変更や協定不調の場合は，公募等の手続に移行

③ 更新の場合の指定管理料

更新の場合の指定管理料は，当初の指定期間における指定管理料と同水準とします。ただし，協定条件や業務範囲の変更，施設の状況（老朽化等による修繕費の増加など）及び経済状況（物価水準，光熱水費の単価，最低賃金など）の変化など，合理的に説

明できる範囲での金額の変更は、市と指定管理者の双方合意のもと、可能とします。

※ なぜ、更新制を採用したのですか？

近年、政治・経済状況の変動が激しく、物価や景気の先行き不透明感が非常に強くなっています。こうした中、企業も長期的な収支見通しを立てることが困難となっていており、指定管理者の受託リスクを下げるためには、指定期間を短く設定することが有効であると考えました。

一方で、施設の安定した管理運営やサービス水準向上を目的とした投資（従事者に対する研修や設備の改修・更新など）を誘導するためには、指定期間はより長くすることが有効であると考えられます。

そのため、当初に示した全ての条件を満たす場合には、公募によることなく、更新（再指定）することを可能としたものです。

この制度の採用は、応募者の増加や、指定管理者のモチベーションの向上、更には従事者の雇用の安定化にも資するものとなり、結果としてサービス水準の向上に繋がると考えます。

※ 更新制の場合、概ね12ヶ月前までに再指定の議決を得るスケジュールが示されていますが、手続が早すぎませんか？

更新制であっても、「Ⅱ 2 (2) ①エ」に掲げる条件が全て満たされない場合には、公募の手続に移行することとなり、公募を行うための適切な期間を確保しておく必要があります。

なぜなら、仮に指定期間満了の直前の市議会において、当該再指定の議案が否決された場合には、次期の管理運営に重大な支障を及ぼすことが想定されるため、市議会の自由な意思決定に制限を与える可能性もあり、概ね12ヶ月前までに再指定の議決を得るスケジュールとしました。

### 3 選定基準

指定管理者の選定基準として以下の項目を設けます。

ただし，各施設の設置目的や性格などを考慮し，項目を追加又は削除するものとします。

- ① 施設の適正な管理運営のための基本的な考え方
  - ・施設の設置目的や性格を把握した管理運営方針が立てられているかなどを確認します。
- ② 組織の安定性
  - ・団体の財務状況などを確認します。
- ③ 施設の管理・運営に関する事業計画
  - ・具体的な事業計画のほか管理運営体制や安全対策などを確認します。
- ④ 施設の管理運営実績
  - ・過去又は現在の施設の管理運営実績を確認します。
- ⑤ 地域貢献活動
  - ・社会福祉活動や環境保全活動などの地域貢献活動実績について確認します。
- ⑥ 経費の縮減
  - ・具体的な管理運営経費（提案額）を確認します。
- ⑦ その他
  - ・地域経済への配慮として市内事業者かどうか確認します。

※ なぜ、指定管理者に地域貢献を求めるのですか？

民間企業（商業法人）であっても地域の一員としての役割を果たし，社会福祉活動や環境保全活動などに代表される地域貢献を積極的に行うことが求められています。

市としても，こうした民間企業を支援し，育成していくことは大変有意義であると考えます。

指定管理者は，公の施設の管理運営を通じて公共の一翼を担うものであり，単純に公の施設の管理運営を行うだけの存在にしてはならないと判断し，指定管理者の選定にあたって地域貢献を行ってきた団体を積極的に評価することとしました。

## 4 指定期間

指定期間は、通常の5年又は更新制による3年（最大3期、10年以内）を基本に、当該公の施設の設置目的や特性、その他個別の実情を考慮した上で、公の施設ごとに所管部署が決定することとします。

指定期間を定める旨は、法第244条の2第5項の規定によるものです。

また、指定期間は、会計年度の区切りにこだわらないこととします。

### ※ 施設によって指定期間が異なっても良いのですか？

法は、指定期間を定めることを要求していますが、具体的な期間の基準等は何ら示されておらず、その長短は地方公共団体の裁量に委ねられています。

本市の公の施設には多種多様なものがあり、建築年度の新旧、建替計画や大規模修繕計画の有無、その他個別の実情があります。そのような中で、一律に期間を設定することは困難であり、施設ごとに最適期間を決定する必要があると判断しました。

### ※ なぜ、会計年度の区切りにこだわらないこととしたのですか？

従前、指定管理者の指定期間満了日は、会計年度の区切りである3月31日としていました。しかし、3月、4月が繁忙期の施設にとって、この時期に指定管理者を変更することは、変更に伴う初期トラブルが想定され、適切でないと判断しました。

については、利用者へのサービス低下を招かないよう、施設の性格や閑散期等を考慮して、指定管理期間の満了日を設定することとしました。

## 5 利用料金制

### (1) 定義

利用料金制とは、指定管理者が公の施設の使用料を自らの収入として収受する制度で、法第244条の2第8項の規定によるものです。

利用料金は、指定管理者の収入であり、公金ではありません。

#### ※ 「承認料金制」について

利用料金制度においては、利用料金の額の設定は、条例に定める範囲内で、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定めることとなります。

公の施設の経営の基本的な要素である料金設定について、指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設としての住民の利用に支障を来たすことのないよう、市のチェック機能を定めた制度です。

### (2) 利用料金制の採用

指定管理者制度の適用にあたり、利用料金制を採用することとします。

ただし、以下の各号に当てはまる施設に限っては、利用料金制を採用しないことができることとします。

- ① 施設の利用者が、やむを得ず利用する施設  
(例＝火葬場)
- ② 指定管理者の経営努力よりも外的要因により利用者数が増減する施設  
(例＝休日夜間急患センター)
- ③ その他利用料金制の採用が相応しくない施設

※ なぜ、利用料金制なのですか？

利用料金制の採用が、市民福祉の向上につながると判断し、利用料金制を採用することとしました。

なお、利用料金制の場合と利用料金制でない場合の比較は、【図表 2】及び【図表 3】のとおりです。

**(3) 減免にかかる予算措置**

減免にかかる利用料金については、施設所管課が指定管理料とは別に予算を計上し、減免分を精算することとします。

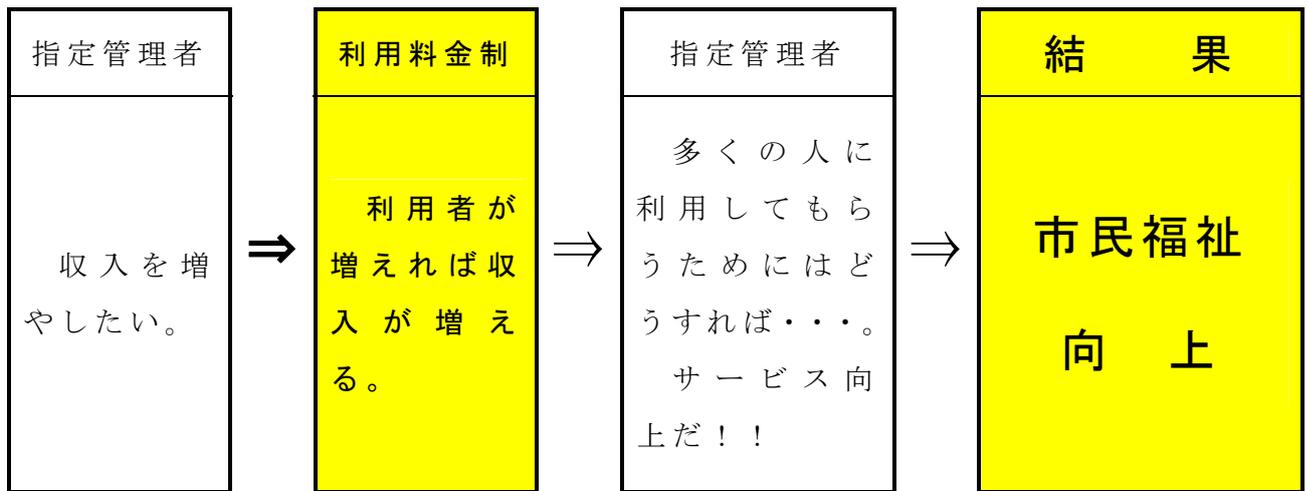
具体的には、施設所管課が指定管理料とは別に予算を計上し、利用料金の減免分を精算することを原則とします。

※ なぜ、減免分を精算するのでですか？

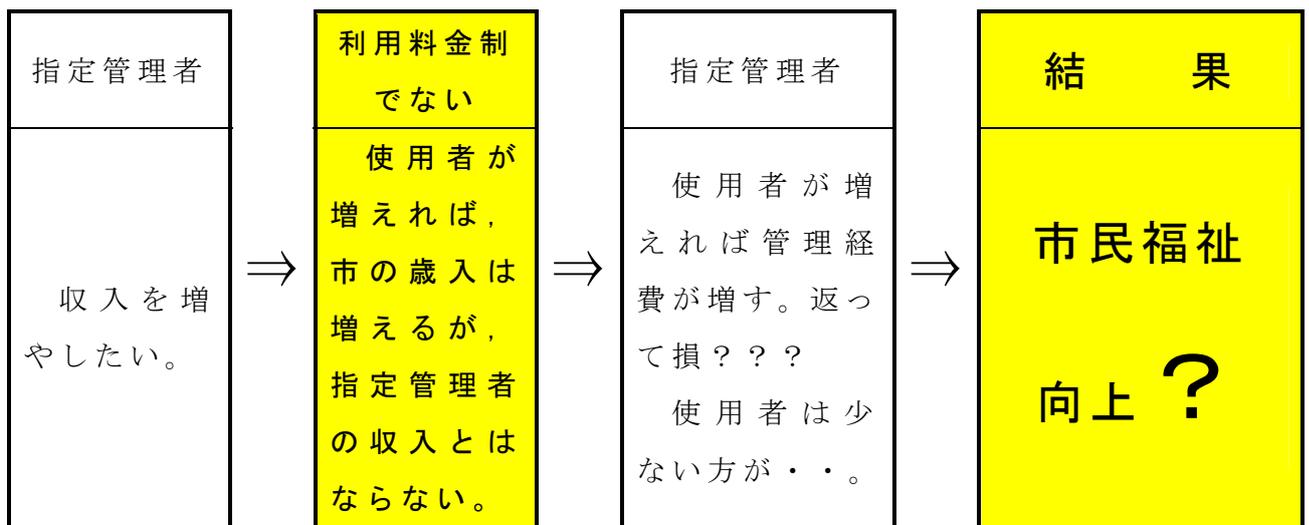
利用料金制を採用しても、条例で定めた減免対象者が使用する場合には、指定管理者は、当該利用料金を減免しなければなりません。

減免対象者の使用については、指定管理者が何ら制御できない事項（平等利用の原則）であり、このリスクは、行政が負担すべきものであるため、減免分を精算することとしました。

【図表 2 利用料金制とそうでない場合の比較】



【図表 3 利用料金制でない場合のインセンティブ？】



## 6 発注及び契約（協定）方法

### (1) 性能発注

指定管理者制度における発注方法は、性能発注（詳細な仕様は定めず、必要な性能項目（サービス水準）を満足することを条件に発注するもの。）によることとします。

#### ※ なぜ、性能発注なのですか？

指定管理者制度の導入目的は、団体等が保有するノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることです。したがって、団体等が保有するノウハウを最大限引き出すことができる環境を整える必要があります。

そこで、市が一方的に仕様を定めるのではなく、市は、必要な性能項目（サービス水準）のみを定め、実際の管理運営手法は団体等の提案に委ねることとしました。

また、サービス水準を向上するためには、指定管理者の具体的な選定は、単に金額の多少のみを評価する競争入札は適当でなく、事業計画の優劣、団体等の運営能力や金額の多少等を総合的に評価する必要があります。

ついては、総合的評価を実施するためにも、性能発注によることが適当と判断しました。

### (2) 請負

指定管理者制度における契約（協定）方法は、請負の考え方にしたがい契約（協定）を締結することとします。

※ なぜ，請負なのですか？

管理委託制度における委託契約は，委任の考え方により契約を締結していました。

しかし，指定管理者制度では，団体等の保有するノウハウの活用を目的に性能発注を行うなど，管理運営の自由度が高いことから，同時に結果責任を負わせることが適切かつ重要と判断し，請負の考え方により契約（協定）を締結することとしました。

なお，委任と請負を比較すると【図表4】のとおりです。

【図表4 = 委任契約と請負契約の比較】

区 分	委 任	請 負
受任者の 債務の種類	手段債務	結果債務
	誠実に事務を処理する義務を負うものの，仕事の完成は義務ではない。	仕事の完成がなければ報酬は請求できない。出来高払いの報酬も得られない。
再委任又は下請け	できない	自由に使える
必要経費の請求	前払い請求ができる	仕事の完成後
代表的な契約	医師に対する治療行為契約 弁護士への訴訟行為の契約	建設工事契約

## 7 責任分担

### (1) リスク負担

市と指定管理者の間で適切にリスクを分担し、これを協定書に明文化することによりお互いの責任を明確化します。

基本的には、「当該リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する。」との考え方によりますが、個々具体的なリスク分担は、募集要項等で公表します。

### (2) 指定管理料の精算

指定管理料の精算は、行わないことを原則とします。

※ なぜ、指定管理料の精算を行わないのですか？

精算方式では、管理運営費低減のインセンティブが働かず、指定管理者制度の趣旨に沿わないこと、さらには、公募における公平性も確保できない（公募における提案額は安価であったが、後日精算したら高価になったなど。）と判断し、指定管理料の精算を行わないこととしました。

## 8 契約保証金

指定管理者の指定にあたっては、当該指定管理者から契約保証金を預かることとします。

① 保証額

指定管理料の4ヶ月分に相当する額

※ ただし、保証額が著しく安価又は高価になり、その目的を達し得ない場合には、別に定める額とする。

② 納入期日

当該指定管理者の指定にかかる議案の可決日の前日

③ 免除

国債、地方債、履行保証保険、又は金融機関が発行する保証書（銀行保証）等の確実な担保が提供された場合には、契約保証金を免除することができる。

なお、契約保証人による履行保証については、指定管理が行政処分であることから、これを認めることができません。

※ なぜ、契約保証金を預かるのですか？

公の施設は、乳児から高齢者まで不特定多数の市民が利用するもので、安全・快適でなければならず、不適切な管理が行われることは許されません。

したがって、市は、指定管理者による管理の状況を監視し、万一不適切な状況が確認された場合には、これを早急に是正させる必要があります。

また、指定管理者は、民間企業等であるため倒産やストライキ等のリスクが存在するとともに、当該事業が不採算となった場合の撤退などのリスクもあります。

については、公の施設について安全・快適を守り、かつ、不意の倒産等にも対応するため、契約保証金を預かることでこれらのリスクに対応することとしました。

## 9 指定管理者の業務範囲

指定管理者の業務範囲は、単に公の施設の管理運営のみならず、利用者の安全性・利便性の向上又は効率性の向上を前提に、次のような事項をも含めることができることとします。

- ① 開館日等の変更
- ② 飲食物や物品の販売
- ③ 設備備品等の更新及び修繕

※ なぜ、業務範囲を拡大できることとしたのですか？

指定管理者制度は、民間企業等のノウハウを活用し、サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設されました。

したがって、利用者の安全性・利便性の向上又は効率性の向上を前提に、指定管理者の業務範囲を拡大できることは、大変有意義であると判断しました。

## 10 障がい者等の雇用

障がい者等の社会参加と自立支援の観点から、一定規模以上の施設については、障がい者や高齢者などの雇用を義務付けます。

※ なぜ、指定管理者に障がい者等の雇用を義務付けるのですか？

指定管理者制度の目的の一つである経費の節減や効率性のみを追求すれば、障がい者等の雇用に影響を及ぼすことも懸念されます。

障がい者等の社会参加と自立支援を推進するため、雇用の創出を図ることは、指定管理者制度の直接的な目的ではありませんが、解決しなければならない行政課題となっており、指定管理者制度においても、この課題に対応することとしたものです。

(注) 一定規模以上の施設について

【例】 暮らしき健康福祉プラザ、倉敷運動公園など

※ 義務付けは、指定管理者に負担を強いることになりませんか？

障がい者等の雇用に限らず、指定管理者が行う管理運営に制約条件を課すことは、経費の増大に繋がります。

しかし、制約条件に関しては、予め募集要項等に記載するとともに、経費についても予定価格に反映させているため、指定管理者の負担とはなりません。

# Ⅲ 指定管理者選定委員会

## 1 設置

### (1) 設置根拠

倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年倉敷市条例第 54 号）第 10 条の規定により、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

### (2) 設置目的

指定管理者の選定に当たっては、より良いサービスの提供や効率的な運営などについて、特に市民、民間の視点が重要であると判断し、設置することとしました。

### (3) 所掌事務

- ① 指定管理者の候補者の選定に関すること
- ② 指定管理者の指定の取消し等に関すること

### (4) 会議

選定委員会は、案件ごとに部会を設置し、当該案件の審議等が終了したときに当該部会を解散することとします。

## 2 委員

### (1) 委員数

選定委員会（部会）の委員数は、5 人程度とします。

### (2) 外部委員

選定委員会の委員は、外部委員（本市職員以外の委員）が過半数を占めることとします。

### (3) 人選

選定委員会の委員は、次の基準により人選を行うこととします。

- ① 企業経営等について専門的知識を有する者  
公認会計士・会計士補・税理士・中小企業診断士 など
- ② 施設管理等について専門的知識を有する者

建築設備士・一級建築士・二級建築士 など

③ 市長が必要と認める者

利用者代表・地域代表・学識経験者 など

④ 市代表

施設所管部署の局長

### 3 会議の非公開

選定委員会の会議は、非公開とすることとします。

なお、審議結果は、選定理由及び審議の主要な過程などを付して公表することとします。

#### ※ なぜ、会議を非公開としたのですか？

次に掲げる2点を考慮し、非公開とすることとしました。

- 団体等の提案には、著作権、特許権、その他団体等が保有する特別なノウハウ等が含まれることが想定され、団体等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあること
- 委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること

### 4 選定委員会の庶務

選定委員会の事務局は、企画経営室におきます。

# IV 資料

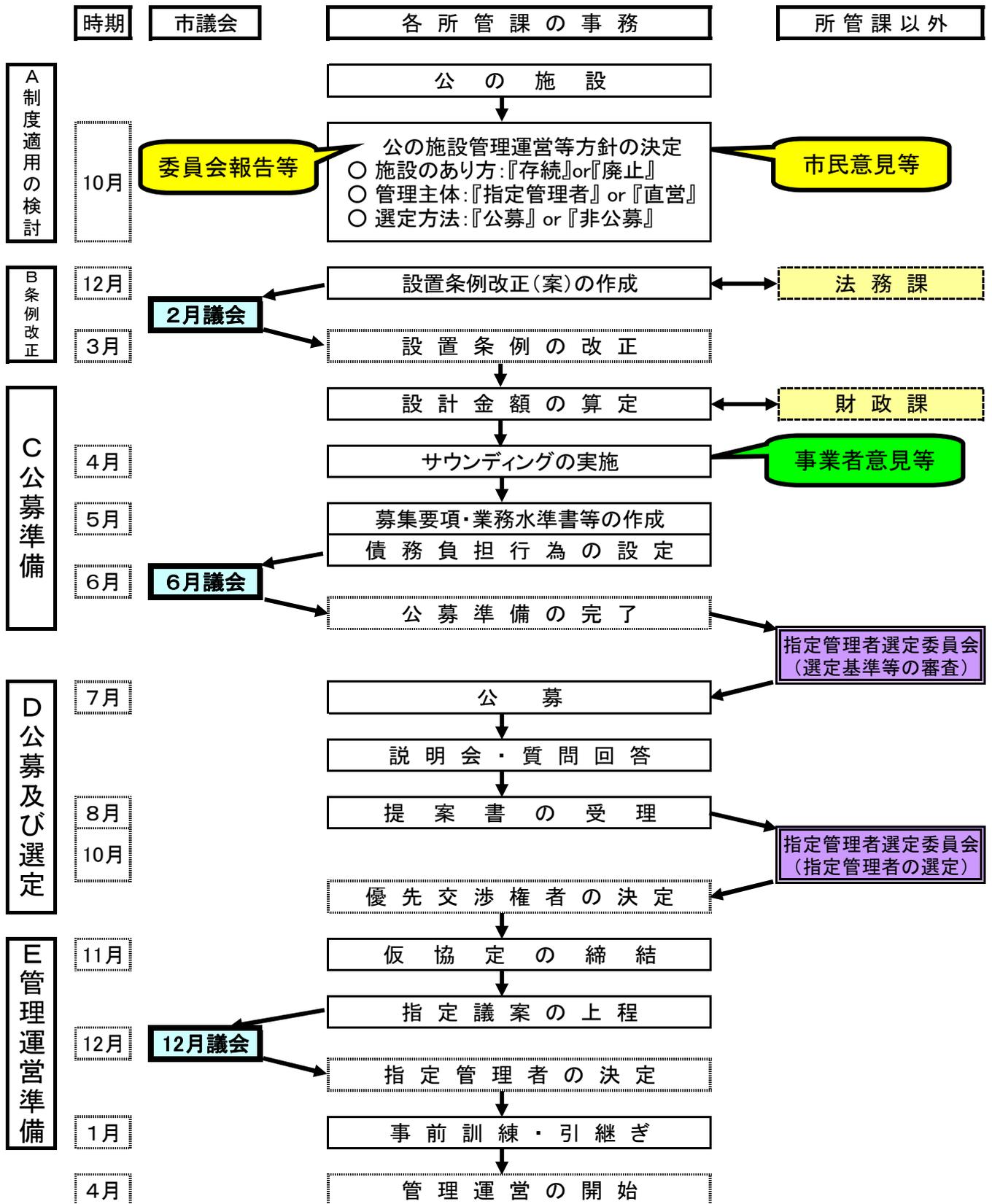
## 1 倉敷市の公の施設の状況

所管部署	施設数	管理運営形態		主要な施設の例
		直営	指定管理者	
総務局	4	1	3	児島観光港待合所・農産物処理加工施設・乾燥調整施設・たけのこ茶屋
市民局	7	7	0	交通公園・隣保館・男女共同参画推進センター
環境リサイクル局	18	15	3	墓地墓園・火葬場・水島ふれあいセンター・リサイクル推進センター
保健福祉局	90	32	58	健康福祉プラザ・憩の家・障がい者支援センター・児童館・保育所・保健の家・休日夜間急患センター・市民病院
文化産業局	62	27	35	文化施設・国民宿舎・運動公園・ファッションセンター・労働会館・農業共同作業所
建設局	153	131	22	市営駐車場・自転車等駐輪場・市営住宅公園
教育委員会	70	63	7	少年自然の家・歴史民俗資料館・図書館・美術館・市民学習センター・公民館・科学センター
合計	404	276	128	

※ 平成21年4月現在

※※ 公園（都市公園・児童遊園）は、施設数に計上していません。また、運動公園は、文化産業局の施設として計上しています。

## 2 指定管理者制度適用事務の流れ



※ 大規模施設については、事前訓練・引継ぎの期間を6ヶ月程度とし、諸手続を繰り上げることとします



7 1 0 - 8 5 6 5

倉敷市西中新田640番地

倉敷市企画財政局企画財政部企画経営室

電 話 0 8 6 - 4 2 6 - 3 0 5 5

F A X 0 8 6 - 4 2 6 - 3 1 5 1

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1443>

e-mail [plnpol@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:plnpol@city.kurashiki.okayama.jp)